税務相談室

医業所得の範囲

北海道医師会顧問税理士

中村 孝一

質問

- 1. 内科の開業医ですが、市立中学校の学校医も 兼ねています。ところで、収入としては、診療 報酬のほかに、学校医としての手当と医学雑誌 に掲載した論文の原稿料が若干ありますが、こ の収入はすべて医業所得に含まれるのですか。
- 2. 病・医院の事業所得を計算する場合、診療報酬を保険診療分と自由診療分に区分して計算するそうですが、なぜその区分は必要なのでしょうか。
- 3. 医師課税の特例の適用の対象となる保険診療収入には、どのようなものがありますか。

回答

1. 医業所得に含まれる収入には、大別して診療収入と医業活動に付随する収入がある。

開業医の場合の収入の主体は、何といっても診療行為による収入、すなわち、診療収入であると言えますが、診療収入のほかに、たとえば、赤電話使用、受取手数料など医業活動に付随する収入もあります。所得税では、診療収入とこの医業活動に付随する収入(いわゆる雑収入)とを合わせて医業所得(事業所得)の収入金額として計算することになっています。

ちなみに、医業所得に含まれる開業医の収入を 分類して示してみますと、次のとおりとなります。 (1) 診療収入

保険診療収入と自由診療収入に区分されます。 下記のように分類できます。

- ① 入院収入 イ 入院医療収入
 - ロ 室料差額収入(上級室使用 に係る室料差額)
- ② 外来収入
- ③ 公衆衛生活動収入(集団健康診断料、予防 接種料など)
- ④ 医療相談収入(人間ドックなどの個別健康 診断など)
- ⑤ 受託検査施設利用収入(受託検査料収入、 医療設備や機械を他の医療機関に利用させる 場合の収入など)
- ⑥ その他医業収入(消毒料、洗濯料などその 他の収入)
- (2) 医業活動に付随する収入 雑収入(補助金等収入、患者外給食収入、赤

電話使用収入などその他の収入)

ところで、事業所得の総収入金額には、事業本来の収入のほかに、事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じた収入も含まれます。

ご質問の学校医としての手当は、原則として給与所得の収入金額となり、医学雑誌に掲載した論文の原稿料については、それが事業から生じたと認められない所得であれば、雑所得の収入金額になるものと思われます。

2. 保険診療分については、租税特別措置法第26条 の、いわゆる医師課税の特例が適用されるため区 分が必要である。

病・医院の収入の大部分を占める診療収入は、 社会保険診療報酬(いわゆる保険診療収入)と、 自由診療報酬(自由診療収入)とに大別されます が、「保険診療収入」については、租税特別措置法 第26条によって、いわゆる「医師課税の特例」を 受けることができます。

しかし、自由診療収入や雑収入については、医 師課税の特例を受けることはできません。

したがって、病・医院の事業所得の計算においては、診療報酬を保険診療に係る分と自由診療に係る分に区分することが非常に重要な意味を持つことになります。

なお、保険診療収入と自由診療収入の区別については、前者が租税特別措置法第26条で法定されたもののみであり、後者は、それ以外の診療報酬であるということになります。

また、「医師課税の特例」とは、社会保険制度に 基づく診療収入については、国民の健康保持と社 会福祉等の要請から、その収入金額に一定の経費 率を乗じて求めた金額と実際の経費額との何れか 多い方の金額を、保険診療収入に係る費用として 必要経費に算入することができることを言いま

3. 医師課税の特例(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の適用の対象となる保険診療収入は、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる法律に基づく診療収入に限られる。

その法律とは下記のとおりです。

- 健康保険法
- ·船員保険法
- · 国家公務員共済組合法
- · 地方公務員等共済組合法
- · 私立学校教職員共済法
- · 国民健康保険法
- · 母子保健法
- 児童福祉法
- 生活保護法
- ・精神保健および精神障害者福祉に関する法律
- ・麻薬および向精神薬取締法
- ・感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・高齢者の医療の確保に関する法律
- ・介護保険法
- · 障害者自立支援法 他